



好成績のみなさんを表彰!



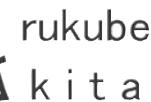
シニア部門(1月14日)



就業者部門(3月15日)

『歩くべ! あきた!』表彰式

仲間同士でいきいき 歩数と笑顔が増えました♪



仲間とチームを組み、決められた期間の歩数を数えて健康になろうという取り組み「歩くべ! あきた!」の、平成27年度の表彰式を行いました。

シニア(65歳以上)部門には15チーム53人、就業者部門には47チーム183人が参加し、各チームのほとんどが開始前よりも計測期間内の平均歩数が増える結果となりました。表彰式では、シニア部門の全チームに修了証と参加賞を、就業者部門では上位3チームに賞状と副賞を贈呈しました。ちなみに、就業者部門で優勝した「チーム社協」のみなさんの6か月間の平均歩数(1日あたり)は1万1千78歩でした。

今回は7月から募集予定。詳しくは、広報あきたでお知らせしますので、ぜひご参加ください。

保健予防課 ☎(883)1178

高齢者向け給付金を支給します



所得が少なく、賃金引き上げの恩恵を受けにくい高齢のかたを支援するため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。対象と思われるかたへ、申請書を4月1日(金)にお送りします。

対象要件は左記のとおりですが、支給対象と思われるかたで、申請書が届かないかたは、下記のコールセンターにお問い合わせいただくか、福祉総務課(市役所福祉棟2階。新庁舎移転後は2階)で申請書をお受け取りください。

☎(866)6647

対象 平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者で、来年3月31日までに65歳以上になるかた(昭和27年4月1日以前に生まれたかた)

- * 臨時福祉給付金の要件を満たしているにも関わらず、昨年度、給付金を受け取らなかったかたも含みます。
- * 年金の受給に関わらず、支給要件を満たせば、支給の対象になります。

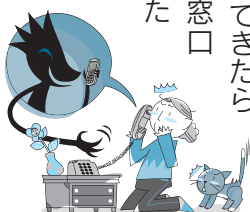
支給額 対象1人につき3万円

申請受付 4月4日(月)から7月4日(月)まで、返信用封筒で郵送するか、福祉総務課へ直接提出してください

給付金振り込め詐欺にご注意!

市や厚生労働省などが、銀行やコンビニなどのATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のために手数料の振り込みを求めることなどは絶対ありません。

不審な電話がかかってきたら迷わず、秋田市の相談窓口や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(☎#9110)にご連絡ください。



●開設は4月4日(月)から

臨時福祉給付金等専用コールセンター

☎0120-74-9292

(平日午前9時~午後5時)



■高齢者向け給付金の支給決定前に支給対象のかたが亡くなられた場合は、対象外となります
■DV(家庭内暴力)被害者で住民票を移すことができない場合は、現在お住まいの市町村で申請を行うことができる場合がありますので、ご相談ください

■平成28年度臨時福祉給付金の申請は、8月下旬開始予定です。詳しくは、改めてお知らせします

中心市街地の にぎわい創出 イベントに助成します



中心市街地活性化のために、自主的に継続して開催するにぎわい創出の新規イベントに対し、事業費の一部を助成します。

申請は1団体1件で、助成の上限は30万円。申請団体のプレゼンテーションによる公開審査(4月22日(金)、にぎわい交流館で開催)で、助成を決定します。

*本事業の担当は、3月31日(木)までは企画調整課にぎわい創出担当(☎866)2156)、4月1日(金)からは観光振興課になります。

対象イベント▶秋田駅周辺から大町、通町、川反にかけた地域で行う新規イベント

申し込み▶観光振興課(分館1階)にある申請書に必要事項を記入の上、4月15日(金)(必着)まで、直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書は市ホームページからも入手できます

問▶観光振興課☎(866)2112

*2次募集を6月に予定しています。詳しくは、今後の広報あきたでお知らせします。

高齢者用肺炎球菌 ワクチンの予防接種

問▶健康管理課☎(883)1179



■対象：秋田市に住民登録があり、今までこのワクチンを接種したことがない、次の①または②に該当するかた

①今年度は、次の年齢のかたが対象です。対象者には、4月中旬までにはがきで通知します

- 平成28年度に次の年齢になるかた
- ▶65歳(昭和26年4月2日生)〜27年4月1日生)
 - ▶70歳(昭和21年4月2日生)〜22年4月1日生)
 - ▶75歳(昭和16年4月2日生)〜17年4月1日生)
 - ▶80歳(昭和11年4月2日生)〜12年4月1日生)
 - ▶85歳(昭和6年4月2日生)〜7年4月1日生)
 - ▶90歳(大正15年4月2日生)〜昭和2年4月1日生)
 - ▶95歳(大正10年4月2日生)〜11年4月1日生)
 - ▶100歳(大正5年4月2日生)〜6年4月1日生)

*通知が届いたかたでも、今までこのワクチンを任意で接種したことがあるかたは対象になりません。

②接種日に60歳〜64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた。身体障害者手帳の写し(氏名、障がい名、等級が分かる部分)を医療機関にお持ちください

●初めて高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種するかたのみが対象です。今まで接種を受けたことがないことを、ご家族やかかりつけ医などによく確認しましょう。

高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎球菌による肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があります。対象のかたは、接種をご検討ください。

*接種は本人の希望によります。法律上の義務はありません。

接種期間と接種できる医療機関

接種期間は、今年4月1日から来年3月末まで。市と契約した県内の医療機関で接種できます。事前予約が必要な場合もあります。詳しくは、健康管理課またはかかりつけ医へお問い合わせください。同課ホームページでもご覧いただけます。http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/hm/

接種料金(自己負担額)

- ①市民税課税世帯のかた：医療機関の接種料金から市の助成額(5千17円)を差し引いた額
- ②市民税非課税世帯のかた：医療機関の接種料金から市の助成額(6千17円)を差し引いた額(直近の「所得・課税証明書」を医療機関にお持ちください)
- ↓「所得・課税証明書」は、予防接種用に必要と伝えらると発行手数料が無料です。健康保険証など、本人と確認できる書類を持って、市民税課、各市民SC(東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所の窓口で手続きしてください
- ③生活保護受給者：無料(「医療のしおり」が必要)

●接種料金は、医療機関により異なります。詳しくは、各医療機関にお問い合わせください

助成回数と持ち物

助成は1回。受診時は、健康保険証、運転免許証など、身分を証明できるものと、4月中旬にお送りする秋田市からはがきをお持ちください